

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上山市	東・宮生地区(菖蒲、大門、小笹、久保川、原口、須田板、牧野、古屋敷、萱平、泥部、上生居、中生居、下生居、宮脇)	平成24年9月11日	令和3年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	353.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	305.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	57.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	35.6ha
<p>・東地区では米の他にそば・果樹・野菜の栽培が行われている。宮生地区では米を中心に野菜・酪農との複合経営が行われている。他に、うるい等の野菜や果実の加工品の生産・販売も行われている。</p> <p>・高齢化に伴う経営面積の縮小や、離農による不作付地が増加傾向にあり、特に中山間地域で増加している。</p> <p>・農地が細分化し点在しており、良い農地が少なく、担い手へのマッチングが進まない。</p> <p>・宮生地区では基盤整備の検討が始まっている。</p> <p>・若い農業者がおり、新規就農を望む者も出てきている。</p> <p>・そば組合の役割が大きい。</p> <p>・有害鳥獣被害(特にイノシシ)が増加している。</p>	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農地が細分化・点在して集約が進んでいない状況で、どのように集約を図っていくか。 ・若い後継者や新規就農者をどのように育成していくか。 ・有害鳥獣被害に対して、どのような対策を講じていくか。

3 対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針(必要な取組に関する方針)

<p>(1)農地の活用・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人での農地集約には限界があるため、地域・集落営農組織・行政・JA・土地改良区が連携し、中山間の取組を継続するとともに、農作業・経営の集団化・組織化、松沢地区をモデルとした基盤整備を検討しながら、担い手に少しずつ農地集約を進めていく。 <p>(2)担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・行政・JA等が連携しながら、農業しやすい環境整備(農地取得、基盤整備、機械購入支援等)を進めながら、後継者や新規就農者を支援・育成していく。 ・地域農業を担う組織として利用組合の役割は大きく、今後組織のあり方を検討していく。 <p>(3)有害鳥獣被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・行政・関係団体が連携しながら、環境整備を中心に捕獲や防除など地域ぐるみの取組を進めていく。
--